

令和2年度第1回いわき市環境審議会議事録

日 時 令和2年7月3日（金） 15:00～17:00

場 所 市役所議会棟2階 理事者控室

出席状況 17名中13名出席

委員の過半数の出席により会議成立（市環境基本条例第27条第2項）

会 長	原田 正光	出			
副会長	武田 憲子	出			
委 員	坂田 勝彦	出	奈良 武司	欠	
	鈴木 秀幸	出	星 薫雄	出	
	秋葉 米造	欠	石井 多津子	出	
	影山 晴康	出	鯨岡 節子	欠	
	小野 双葉	出	櫛田 正行	出	
	佐藤 雅子	出	平川 英人	出	
	江尻 陽子	欠	志賀 俊仁	出	
	鈴木 政邦	出			

事務局 生活環境部長、生活環境部次長、環境企画課長、環境企画課主幹、
環境企画係長、環境企画係員1名

議 事 (1) 次期環境基本計画（素案）策定に係るスケジュールについて
(2) 次期環境基本計画（素案）たたき台について

配付資料 資料1 次期環境基本計画策定スケジュール
資料2 次期環境基本計画（素案）たたき台の概要
資料3 次期環境基本計画（素案）たたき台説明資料

議事録署名	
--------------	--

《会議の成立》

委員 17 名中 13 名の出席により、『いわき市環境基本条例』第 27 条第 2 項に規定する過半数を満たしており、会議の成立について事務局より報告。

《会議の開催形式》

今回の審議内容については、次期計画の内容に関わる部分であり、一定の整理がなされた後に公表すべきであることから「非公開」とし、議事録の作成については、議題に直接関係する発言・説明内容を記録する「要点記録方式」で作成し、公表の時期については、パブリックコメント実施時に、会議資料と併せて市のホームページに掲載していくことが承認される。

議事 (1)次期環境基本計画（素案）策定に係るスケジュールについて

- ・ 資料 1 により事務局説明

《質疑応答》

- ・ 意見なし

議事 (2)次期環境基本計画（素案）たたき台について

- ・ 資料 2 及び資料 3 により事務局説明

《質疑応答》

(委員)

- ・ 市では、現在、環境負荷軽減機器導入促進補助制度として、ペレットの製造過程で多くのエネルギーを要するペレットストーブの設置には補助金があるものの、薪ストーブの設置には補助金がないことから、計画としてはよくても実施事業の段階で疑問をもつものもあるため、計画には、全体的に補助金による支援など、具体的な対策の記載が必要ではないか。
- ・ 薪ストーブの設置が進めば、薪の需要が増えることで、森林の整備も進むものと思われる。

(委員)

- ・ 計画案のどこの部分に課題があり、課題を解決するために、どのような内容を盛り込んでいくのかを考える必要がある。
- ・ 計画に個別具体的な事業内容まで記載することは、予算の都合等もあるだろうから難しいのではないか。関連する所で改めて審議してはどうか。

(委員)

- ・ 10 年間の基本計画なので、補助金などの詳細な内容まで盛り込むことは難しいと思うが、必要に応じてどのような施策を行うのか見えるようすべきである。
- ・ 県は、県内のエネルギー需要量の 100%以上に相当する量のエネルギーを、再生可能エネルギーで生み出すとしているが、市はどのように考えているのか。

(事務局)

- ・市としては、基本的に、県と連携していく必要があると考えており、環境への配慮を行いながら、再生可能エネルギーの導入を進め、県の目標である 100%以上を目指すことになる。
- ・どのような再生可能エネルギーの導入を進めるかについては、今後、再生可能エネルギー導入可能性や企業の事業計画などを調査し、整理分析していきたい。

(委員)

- ・目標の達成には、意識醸成だけでは不十分であり、市の支援が必要になると考えられる。
- ・市の目標値はどうするのか、また、目標達成の可能性についてどのように考えているのか。

(事務局)

- ・市の目標値について、各事業計画、地域住民の理解醸成及び関係法令など、様々な要因があることから、詳細な数値を出していくことは難しい。
- ・県の目標値の考え方については、改めて詳細を確認する。
- ・資源エネルギー庁のホームページでは、FIT 法に基づき申請されている市内の事業計画が掲載されていることから、環境審議会でお示しできるか検討する。

(委員)

- ・食品ロスやプラスチックの排出抑制など、計画における全ての業務が環境企画課の担当ではないことから、環境審議会の中で補助金などの具体的内容にまで踏み込んで議論する必要はないのではないか。

(委員)

- ・環境企画課は取りまとめを行っているので、市の方針として、具体的内容についても議論して良いのではないかと。

(委員)

- ・環境審議会として、「施策の方向性」に過不足や重点箇所があるかなどを審議すべきである。我々の意見を、施策を担当する部課に、環境審議会の意見として伝えることはできると思わ

(委員)

- ・資料3のP.22で「環境負荷の少ない継続的なかわり合い(利用)を通じて、森林や緑地などの保全と創造を図っていく必要があります。」と言っているが、具体的に何をすることがわからないことなどから、環境基本計画にどこまで書いていくべきか、市民に分かりやすい計画にするためにどうすべきかを審議していくべきである。
- ・補助金による支援や放置された竹林を活用したバイオマス発電や、イノシシは山に食糧がなくなったことで人里に出てきているわけであるから、イノシシの具体的な対策として、山に食用となる栗の木などを植えるなど、具体的な対策を記載することで、市民に何のメリットがあるのか出していく必要があるのではないかと。

(委員)

- ・再生可能エネルギーの目標について、県は「2040年を目途に県内エネルギー需要量の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」という目標を掲げており、市としても、県と連携していくとしていることから、当然に市も100%以上を目指すと考えられるため、改めて数値を掲げる必要はないと思われる。

(委員)

- ・再生可能エネルギーの目標は、基本目標の達成に向けて進行管理を行う環境指標に関連する議題であることから、環境指標については、次回の審議会で審議すべきである。

(委員)

- ・市の再生可能エネルギーの導入拡大について、事業者や市民が導入する再生可能エネルギー任せの内容になってはいないか。

(委員)

- ・再生可能エネルギーの導入拡大について、市の施策としては、家庭での環境負荷軽減機器の導入促進補助や市有地等の貸し出しなどによる導入拡大策がとられているが、施策の内容は、環境指標を踏まえて審議すべきである。

(委員)

- ・風力発電など再生可能エネルギーの導入においては、周辺環境に与える影響も大きいことから、環境に配慮した形で進めるべきである。

(事務局)

- ・風力などの再生可能エネルギーを導入する際には、地域といかに共存させるかということが重要であることから、そういった所を主眼に置きながら取り組んでいきたい。

(委員)

- ・環境問題の解決に向けて、市単独で取り組むだけでは難しいこともあると思う。県等と協働で取り組むこともあるのか。

(事務局)

- ・関係機関との連携については、第3章第5節に記載しており、環境問題への対応や事業展開等にあたっては、専門関係機関・専門職などと連携・活用を図ることとしている。

(委員)

- ・私は環境アドバイザーとして子供達に環境教育を行っているが、大規模な学校などではバス代や指導員の確保が難しく、事業が実施できないといった課題があることから、支援などが必要であると考えます。子供達に環境教育を行うことは非常に重要である。

(委員)

- ・環境教育について、環境教育を行う環境アドバイザー事業の予算が、年度の早い段階で無くなってしまおうという課題もあったかと思う。

(事務局)

- ・環境アドバイザーの事業について、どのような支援をすれば、事業がうまく回るかなど、ご意見いただければと思う。
- ・施策の中でも、環境教育の充実について内容を膨らませるよう、教育部門と調整する。

(委員)

- ・生態系被害防止外来種の駆除を体験・学習するイベントの実施とあるが、実施主体はどこを想定しているのか。

(事務局)

- ・イベントについて、外来生物に係る環境団体を支援しながら、市も参画できればと考えている。実施主体がどこになるかは、今後整理していくことになる。

(委員)

- ・新型コロナウイルスについて、市の総合計画の中で触れていくのかもしれないが、環境基本計画の中でも何らかの記載が必要となるのではないか。

(事務局)

- ・市の総合計画が今年度で終了することから、現在、次期総合計画について検討が進められている。実際にどのような形になるかは不明だが、新型コロナウイルスについて何らかの形で言及されることも考えられる。
- ・環境基本計画の中での言及については、審議会の前段に行った庁内会議において、新型コロナウイルスによる自粛生活で、テレワークやオンライン会議などの「移動を伴わない生活」を、市や事業者の中で取り入れることができれば、省エネに資するのではないかという意見があった。
- ・新型コロナウイルスに関して、どのように言及できるのかについては、これから検討することになるが、今回ご議論いただいた内容を整理して、次回審議会でお示しする際に、併せて、お示しできればと考えている。

その他

(委員)

- ・小野町の一般廃棄物最終処分場について、事業者が再搬入を行うべく変更許可申請を県に提出しており、県外から焼却灰などの一般廃棄物が持ち込まれようとしている。市も、頑として持ち込ませないという姿勢を見せる必要がある。

(事務局)

- ・7月号の広報いわきの中で、変更許可申請の縦覧や利害関係者からの意見を募集している記事を掲載していることから、そちらをご覧いただければと思う。なお、環境基本計画の中で言及することは難しいことはご理解いただきたい。